

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 海外展開アドバイザーによる個別相談事業 実施の手引き

本事業は、海外展開(輸出入、海外市場開拓や進出等)に取り組む県内中小企業者(以下「中小企業者」という。)が抱える課題解決のため、企業からの依頼に基づき、課題解決に資する助言を行う専門家との個別相談を実施し、県内中小企業者の海外展開を促進することを目的とします。

事業の対象

岐阜県内に本社を有する製造業等に属する中小企業者(※)

※ 以下に該当する中小企業者(会社及び個人)であるもの

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

なお、本事業の利用申し込みの際に、岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人または法人等に該当しないことを確認します。

事業の対象となる課題

中小企業者の自助努力のみでは解決または入手が困難な海外展開(輸出入、海外市場開拓や進出等)に関する課題または情報です。

なお、専門家による個別相談は、あくまでも助言に留まるものであり、専門家から受けた助言の実行を含めた最終的な判断は、中小企業者が自らの責任により行ってください。

専門家

中小企業者が抱える海外展開の課題に対応できる専門的、実践的な知識、経験を有する「海外展開アドバイザー」が対応します。

対応する専門家は、センターHP「海外展開アドバイザー派遣事業 登録アドバイザーの一覧」からご覧いただけます。

専門家の責務

次の事項を遵守していただきます。

- ① 本事業の実施にあたり、誠意をもって相談企業の相談に応じること。
- ② 事業実施の際に知りえた企業の秘密を遵守するとともに、これを自己の利益のために利用しないこと。

事業の対象外となる相談内容及び専門家

次に該当する場合は、対象外となります。

○事業の対象外となる相談内容

- ① 相談の内容が、単に専門家による資料の翻訳や通訳代行、現地企業のリスティングなど業務を代わりに行うこと(業務代行)と認められる場合
- ② 既に同一内容で本事業を3回以上利用していると認められる場合
- ③ その他、センター理事長が支援の対象として相応しくないと認める場合

○事業の対象外となる専門家

- ① 相談を希望する中小企業者の役員または社員の身分を有する者
- ② 相談を希望する中小企業者の役員等の4親等以内の親族である者
- ③ 相談を希望する中小企業者の子会社又は親会社(子会社及び親会社の意義は、会社法第2条1項第3号及び第4号に定めるところとする)にあたる企業に在籍する又はその企業を所有する者
- ④ 相談を希望する中小企業者との間で、継続して支援に関する契約(顧問契約等)を締結している者
- ⑤ 事業実施時に、センターのコーディネーター(※)としての身分を有する者

※ よろず支援コーディネーター、モノづくりコーディネーター、取引マッチングコーディネーター、海外展開コーディネーター、医療福祉コーディネーター、航空宇宙コーディネーター、産学官コーディネーター等を指します。

事業の流れ

NO	内容	企業	専門家	センター
1	事前相談、お問合せ	○		
2	「相談申込書」(第1号様式)をセンターに提出	○		
3	センターが相談内容を調査し、専門家を選定(「事前調書」第2号様式)			○
4	専門家と相談日程の調整	○	○	○
5	センターが企業に「相談実施通知書」(第3号様式)、専門家に「相談実施依頼書」(第4号様式)を送付			○
6	相談実施 ※ 原則オンラインで実施しますが、岐阜県近郊在住の専門家の場合は対面相談を認めることとします。 ※ センター職員が相談に同席します。	○	○	○
7	センター職員が「個別相談実施報告書」(第5号様式)を作成し、企業に提出。			○
8	「個別相談実施報告書」(第5号様式)の内容確認後、アンケートに回答し、センターに提出	○		
9	謝金及び旅費のお支払い		○	○

相談の回数

1 企業当たり 1 事業年度最大 3 回まで

相談の実施場所

原則としてオンラインで個別相談を実施します。

なお、岐阜県近郊(岐阜県、愛知県及び三重県)在住の専門家が相談対応する場合には、対面での相談を認めることとします。

オンライン相談及び対面での相談を実施する際は、センター職員が同席します。

○オンラインで実施

- ・任意のウェブ会議システム(zoom、Microsoft Teams 等)

○対面で実施する場合(岐阜県近郊在住の専門家のみ)

- ・公益財団法人岐阜県産業経済振興センター内(岐阜市藪田南 5-14-53)
- ・中小企業者の事務所内(岐阜県内)

相談の時間

相談は1回あたり1時間とします。

個別相談の費用

専門家の謝金は1回あたり10,000円(税込み)となります。

オンラインで相談を実施する際は、専門家及び企業は各自で通信機器、通信環境を整えてください。対面で相談を実施する場合は、センターの規定に基づいた旅費を専門家に支払います。

なお、個別相談の実施に当たり、企業負担はありません。

成果の帰属

本事業によって得られたすべての成果は、原則として企業に帰属するものとします。

免責

センターは、本事業の実施に関して専門家又は企業に損害が生じた場合においても、その責は負わないものとします。

問い合わせ先

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 経営支援部 取引課

〒500-8505 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館(県民ふれあい会館)10階

TEL 058-277-1092 FAX 058-273-5961 メール torihiki@gpc-gifu.or.jp